

## 横浜市会議員の資産等補充報告書等の閲覧開始について

「政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、横浜市会議員の資産等補充報告書等の閲覧を開始します。

### ■ 閲覧開始時期

令和6年7月1日（月）午前8時45分から

### ■ 対象書類

(1) 資産等補充報告書 86人分

令和5年4月30日から12月31日までに増加し、12月31日において有する資産のみを記載しています。

(2) 所得等報告書 67人分

所得は、令和5年分（令和5年1月1日から12月31日まで）の総所得金額等を記載しています。令和5年（1年間）を通じて議員であった者が提出対象です。

(3) 関連会社等報告書 86人分

令和6年4月1日現在、報酬（額の多寡は問いません。）を得て、役職等（社長、顧問、社員、嘱託員等）に就いている場合に記載しています。

### ■ 閲覧時間

開庁日の午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

### ■ 閲覧場所

市会議事堂会議室（議会局秘書広報課 Tel 045-671-3040）

※事前にお問い合わせください。

### ■ 関係条例等

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例第2条～第5条

[https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki\\_honbun/g202RG000000033.html](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG000000033.html)

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する規程第12条

[https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki\\_honbun/g202RG000000034.html](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG000000034.html)

お問合せ先

議会局秘書広報課長 仙台 椎良 Tel 045-671-3079